

会社法第 791 条に規定する
吸収分割契約等に関する事後備置書類

令和 3 年 9 月 1 日

フィードフォースグループ株式会社（旧商号：株式会社フィード
フォース）

代表取締役 塚田 耕司 印

株式会社フィードフォース（旧商号：株式会社フィードフォース
分割準備会社）

代表取締役 塚田 耕司 印

フィードフォースグループ株式会社（旧商号：株式会社フィードフォース）と株式会社フィードフォース（旧商号：株式会社フィードフォース分割準備会社）は、令和３年６月18 日付の吸収分割契約書に基づいて、令和３年９月１日をもって吸収分割を行いましたので、本書類を共同して作成いたします。

記

１．吸収分割が効力を生じた日

令和３年９月１日

２．フィードフォースグループ株式会社（旧商号：株式会社フィードフォース）の経緯の経過

- (1)会社法第 784 条第 2 項に定める場合（簡易吸収分割）に該当し、同法第 784 条の 2 第 1 項の規定により、株主には差止請求権は認められておりません。
- (2)会社法第 784 条第 2 項に定める場合（簡易吸収分割）に該当し、同法第 785 条第 1 項第 2 号の規定により、株主には株式の買取請求は認められておりません。従って、同条で定める株主に対する通知・公告は行っておりません。
- (3)会社法第 787 条第 1 項第 2 号における新株予約権を発行しておりませんので、同条に定める新株予約権者に対する通知・公告等は行っておりません。
- (4)株式会社フィードフォース（旧商号：株式会社フィードフォース分割準備会社）への債務の承継は併存的債務引受の方法によりますので、会社法第 789 条による債権者保護手続はありません。

３．株式会社フィードフォース（旧商号：株式会社フィードフォース分割準備会社）の経緯の経過

- (1)株式会社フィードフォース（旧商号：株式会社フィードフォース分割準備会社）の株主はフィードフォースグループ株式会社（旧商号：株式会社フィードフォース）だけであり、同社を唯一の株主とする吸収分割ですので、会社法第 796 条の 2 による株主からの吸収分割の差止請求手続はありません。
- (2)上記(1)と同様に、会社法第 797 条による反対株主からの株式買取請求手続はありません。
- (3)会社法第 799 条の規定により、令和３年 7 月 19 日の官報に公告するとともに、知れている債権者に個別催告をいたしましたが、異議申述をされた債権者はありませんでした。

4. 吸収分割により承継した重要な権利義務に関する事項

吸収分割により、フィードフォースグループ株式会社（旧商号：株式会社フィードフォース）から、株式会社フィードフォース（旧商号：株式会社フィードフォース分割準備会社）はプロフェッショナルサービス事業（Feedmatic、DF PLUS、Contents Feeder）、SaaS 事業の一部（EC Booster、dfplus.io）及び DX 事業に関する資産、負債その他の権利義務を引き継ぎました。なお、株式会社フィードフォース（旧商号：株式会社フィードフォース分割準備会社）が承継した資産及び負債の額は、それぞれ、308 百万円（概算値）、280 百万円（概算値）です。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日

令和 3 年 9 月 1 日

6. その他吸収分割に関する重要な事項

該当するものではありません。

以上